

## 機械、電気、化学分野における 発明専利権侵害事件への分析

—北京康信コンサルティング社 酒向飛 李慧

発明専利<sup>1</sup>は、技術レベルが高く、権利が比較的安定していて、保護のレベルが比較的強いというような特徴を有している。専利権に係る影響力のある事件のうち、発明専利に関する事件が比較的多い。但し、機械、電気、化学分野における発明専利権侵害事件の特徴は、それぞれ異なっている。各技術分野の発明専利権侵害事件の概要及び特徴を把握するために、この5年の中国における発明専利権侵害訴訟事件の状況を分析する。

OpenLaw サイトに公開された 2011～2015 年の全国発明専利権侵害事件の一審及び二審民事判決書(総計 852 通、そのうち、一審判決書 429 通、二審判決書 423 通)に基づいて分析する。なお、機械分野は、機械工業、建築、採鉱、作業、機械構造などを含み、電気分野は、電気、光電、通信、コンピューターなどを含み、化学分野は、化学、化工、材料、医薬、バイオ技術、食品などを含む。

### 一、年度ごとの事件数変化分析

2011～2015 年の各技術分野の事件データに基づき、機械、電気、化学分野の発明専利権侵害事件の年度ごとの事件数の変化を全体的に分析した。図1に示されるように、機械分野の事件数は一番多く、特に、2012～2014 年の事件数は、電気分野や化学分野の事件数をはるかに超えているが、2015 年には、多少減少して、年間 100 件程度になった。電気分野では、2011 年の事件数は、一番多くて、中には、格瑞電子(厦門)有限公司が北京と広東省で合わせて 35 件の二審上訴を提起した事件がある。2012 年以後の電機分野事件数は、大体、年間 25～50 件程度である。化学分野について、2011～2015 年の事件数は、比較的安定していて、年間 20 件程度である。

<sup>1</sup> 中国において、特許、実用新案、意匠を合わせて、専利という。

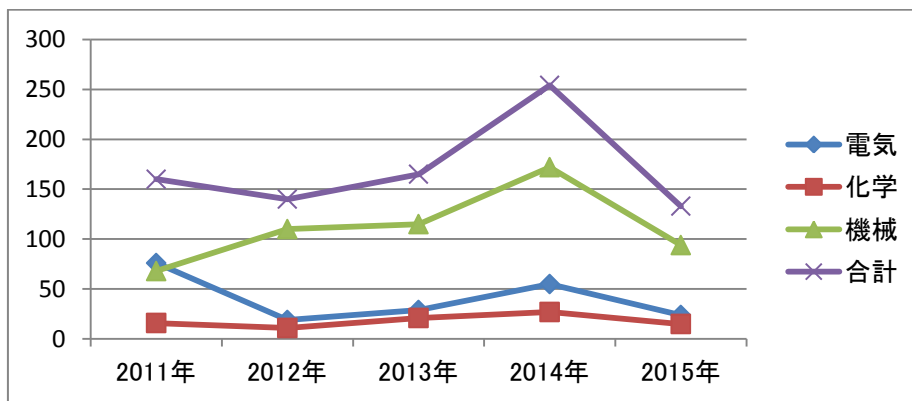


図1 年度ごとの事件数変遷図

## 二、事件の地域分布特徴への分析

### (一)事件の地域分布状況

各地域の産業構造、発展レベル、知的財産環境の差異のため、機械、電気、化学分野の発明専利権侵害事件は、地域によって異なる特徴を有している。

図2に示されるように、発明専利権侵害事件の総件数から見ると、広東省、浙江省、上海市、北京市は、件数の多い地域(ここで、北京の訴訟事件には最高人民法院で審理された事件を含まない)であり、そのうち、広東省の件数は、最も多い。次に、江蘇省、山東省、河南省、湖南省、福建省の件数は、比較的多い。また、産業発展レベルの差異と、当事者が管轄地を選定する考慮(地方保護主義を避けるために、経済が発達していて、知的財産権保護のレベルが比較的高い地域を管轄地として選定する)により、各地域の機械、電気、化学の事件数比率は、異なっている。

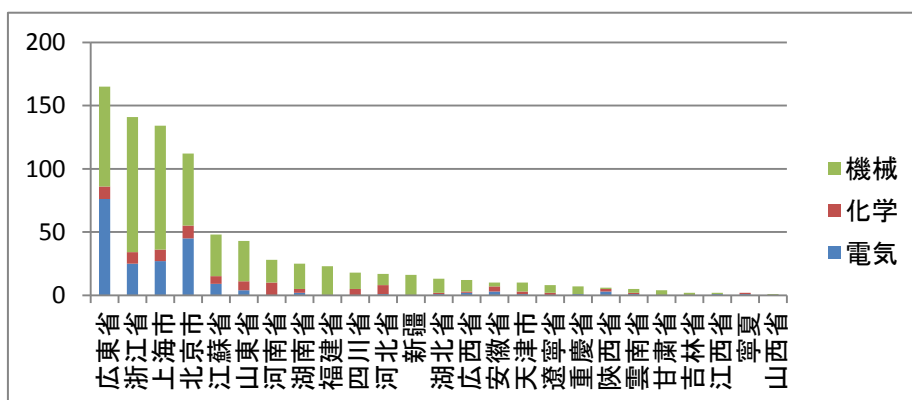


図2 事件の地域分布図

## (二) 事件数が比較的多い地域における技術分布状況

各地域の事件の技術分布を分析するために、事件数が比較的多い地域について、比較を行った。図3に示されるように、機械分野は各省における事件数の比率が一番高く、特に、福建省、湖南省、山東省、上海市、浙江省の事件数の比率が比較的高い。化学分野では河南省における発明専利権侵害訴訟事件のうち、比較的高い比率を占めていて、次には、山東省、江蘇省、河南省である。電気分野について、広東省、北京市、上海市、江蘇省、浙江省の事件数の比率が比較的高い。

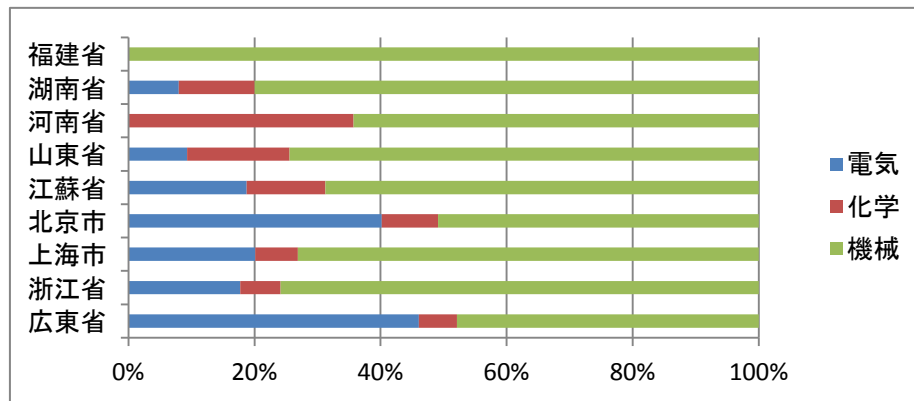


図3 事件数が比較的多い地域における技術分布

## 三、異なる審級の技術分布状況

図4は、異なる審級の各分野の技術分布状況を示している。図4に示されるように、一審判決と二審判決のうち、機械分野に係る事件が一番多く、次には、電気分野の事件であり、化学分野に係る事件は、一番少ない。そして、二審段階に入って、機械類事件の比率は減少したが、電気類事件の比率は顕著に上昇し、化学類事件の比率は、あまり変化していない。従って、電気分野と化学分野の事件について、二審上訴を提起する比率が、機械分野より高いといえる。

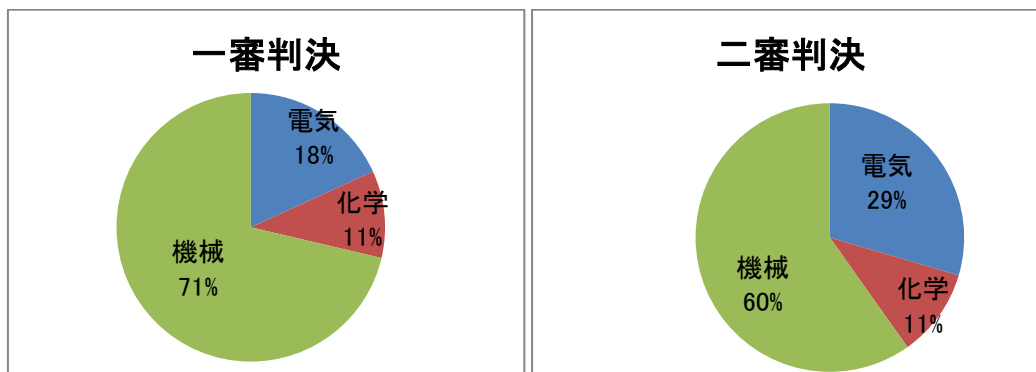
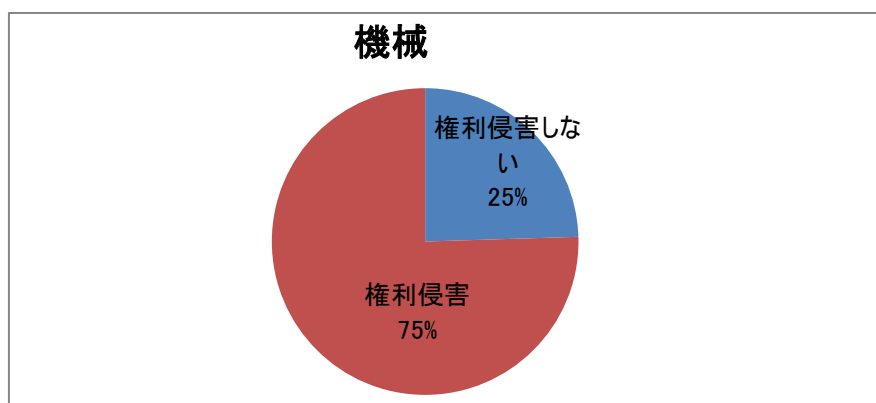


図4 異なる審級の技術分布状況

## 四、一審判決について

### (一) 権利侵害と判定された状況

図5は、機械、電気、化学分野の発明専利権侵害訴訟事件の一審判決の結果を示している。図5に示されるように、機械分野と電気分野の事件の場合、権利侵害と判定された比率は、権利侵害にならないと判定された比率より高いが、化学分野の事件の場合、権利侵害にならないと判定された比率は、権利侵害と判定された比率よりずっと高い。よって、権利侵害と判定された比率は、化学、電気、機械の順に高くなっている。



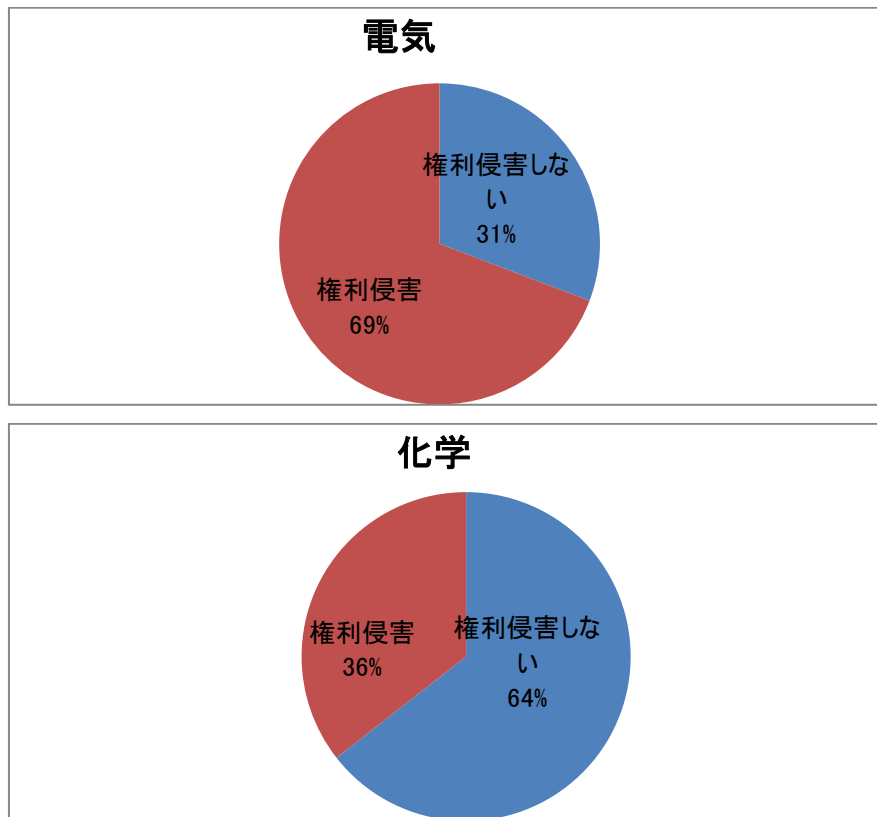


図5 異なる技術分野の一審結果

## (二) 一審判決結果の地域性特徴

各地の分野ごとの発明専利権侵害事件の結果を比較するために、事件数が比較的高い地域である広東省、浙江省、上海市、北京市の権利侵害と判定された比率を統計した。図6に示されるように、電気分野の場合、上記地域における権利侵害と判定された比率は、比較的高く、特に、浙江省と北京市では、80%を超えた。機械分野の場合、上記地域における権利侵害と判定された比率は、比較的高く、広東省、浙江省では、70%を超え、北京市では80%を超えた。化学分野の場合、地域的な差異は大きく、浙江省では70%を超えたが、広東省と上海市では、30%程度である。

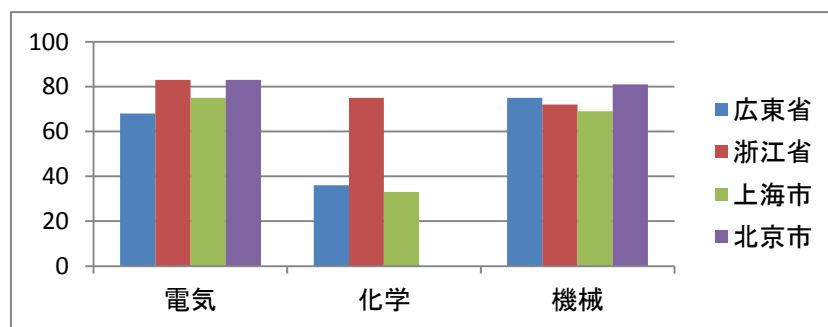
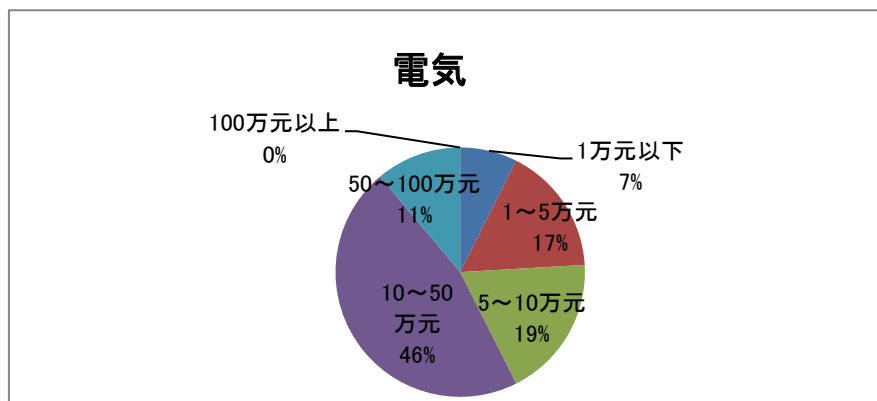
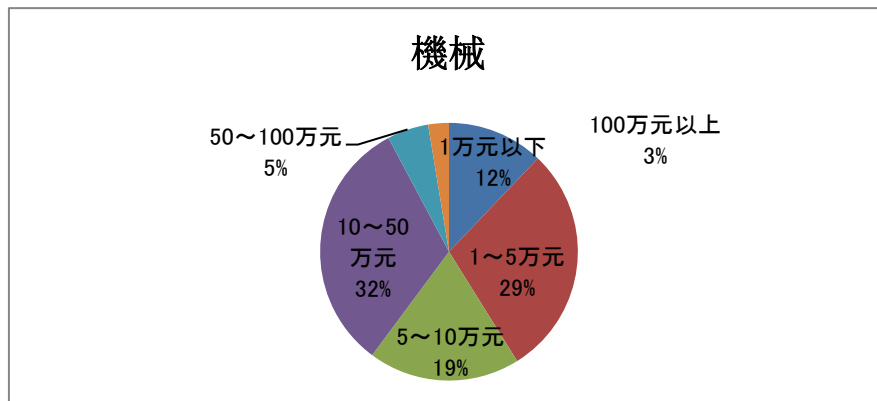


図6 各地の分野ごとの発明専利権侵害事件の結果

### (三) 権利侵害の賠償額について

賠償額を①1 万元以下、②1～5 万元、③5～10 万元、④10～50 万元、⑤50～100 万元、⑥100 万元以上と分けて、機械、電気、化学分野の発明専利に係る権利侵害訴訟事件の一審判決賠償額を比較した。図 7(賠償金に含まれた合理的な支出を明確に表明していない判決書はとて多いため、ここでは、全ての事件の賠償金には、合理的な支出を含むものとする)に示されるように、機械分野の事件の場合、大部分の一審判決に命じられた賠償金は、50 万元以下であり、50 万元以上は、わずか8%である。電気分野の事件の場合、半分以上は、10～50 万元であり、②1～5 万元、③5～10 万元、⑤50～100 万元の比率は、大体均等している。化学分野の事件の場合、③5～10 万元、④10～50 万元、⑤50～100 万元の比率は、大体均等しているが、⑥100 万元以上の比率は、6%を占めており、三つの分野の中、一番多い。



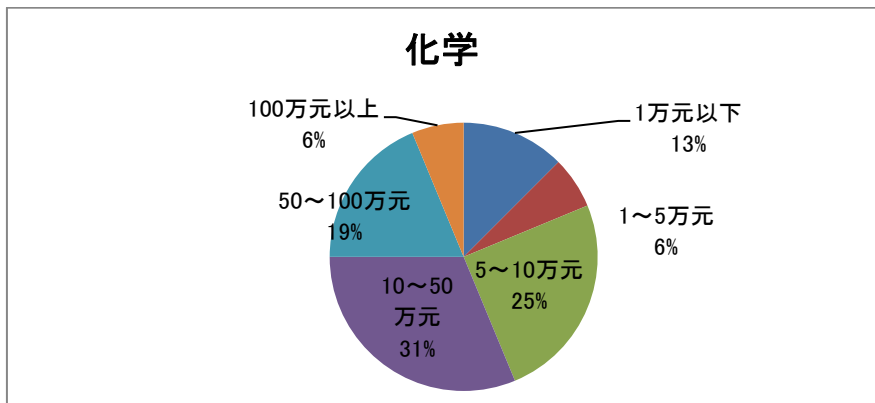


図7 分野ごとの一審賠償額の比較

#### (四) 平均賠償額の比較

さらに、各分野事件の一審判決における賠償額を比較するために、分野ごとの一審判決の平均賠償額を統計した。図8に示されるように、化学分野事件の一審判決の平均賠償額は、一番高く、電気分野事件の2倍、機械分野事件の2.5倍となっている。

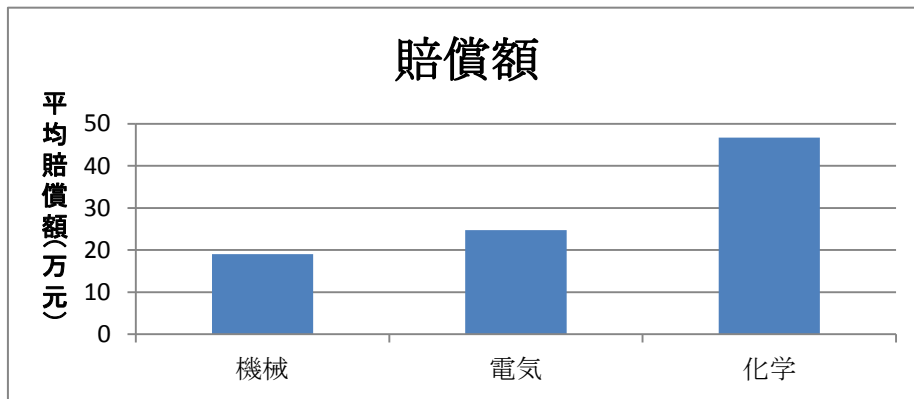


図8 各分野事件の一審判決における賠償額

#### (五) 平均賠償額の変化

各分野の一審判決における平均賠償額を比較するために、各年度の各分野の一審判決における平均賠償額を統計した。図9に示されるように、電気分野と機械分野の事件の場合、賠償額は、大体、20~50万円である。化学分野の事件の場合、全体の数は比較的少なく、個別の事件に影響されやすいので、大きく変動している。

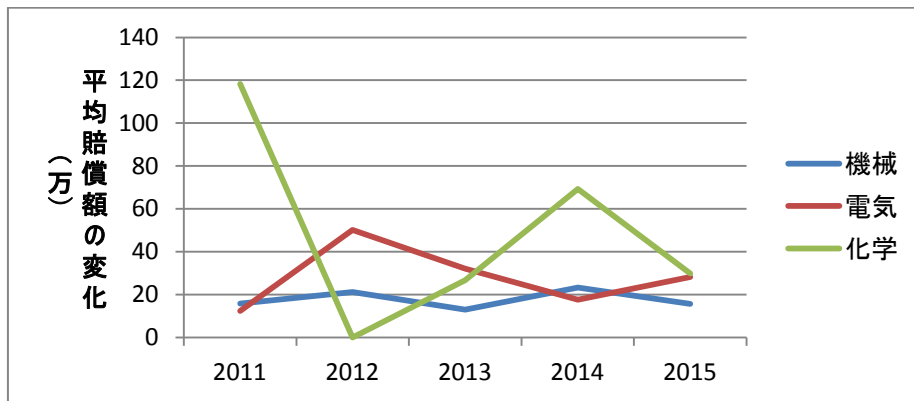


図9 各年度の各分野の一審判決における平均賠償額

### (六) 平均賠償額の地域性特徴

図 10 に示されるように、機械分野の事件の場合、平均賠償額が比較的高い地域は、北京市、吉林省、遼寧省、山東省、上海市、浙江省であり、そのうち、北京市の平均賠償額は他の地域より遥かに高い。電気分野の事件の場合、平均賠償額が比較的高い地域は、陝西省、北京市、湖北省、広西省、江蘇省、山東省、上海市、浙江省であり、そのうち、2013 年の中興 VS 華為の事件の影響により、陝西省の平均賠償額は一番高かった。化学分野の事件の場合、平均賠償額が比較的高い地域は、広西省、山東省、江蘇省、上海市、浙江省であり、そのうち、広西梧州製薬 VS 陝西永寿製薬と梧州群康薬業の事件により、陝西省の平均賠償額は一番高かった。個別事件の影響を考慮せずに、全体から見ると、北京市、山東省、江蘇省、浙江省、上海市では、一審判決の権利侵害賠償金は、比較的高い。

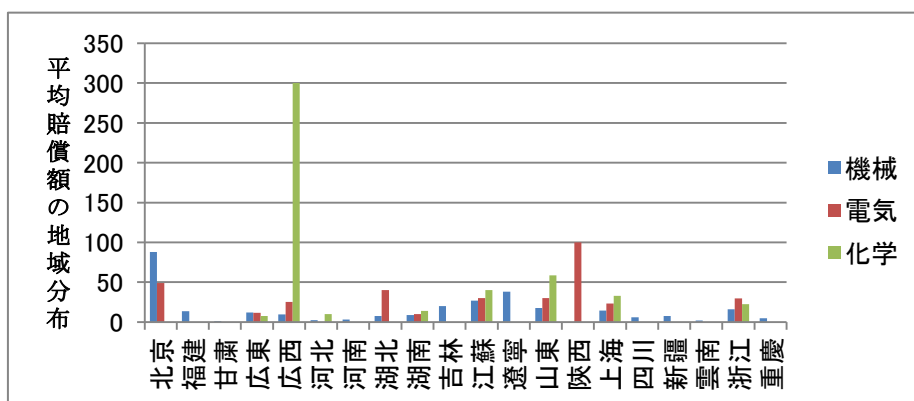


図 10 平均賠償額の地域分布

### (七) 権利侵害訴訟手続きにおいて、無効宣告を請求



図 11 に示されるように、権利侵害訴訟手続きにおいて、被告が、復審委員会に専利権の無効宣告を請求する比率は、機械、化学、電気の順に高くなっている。

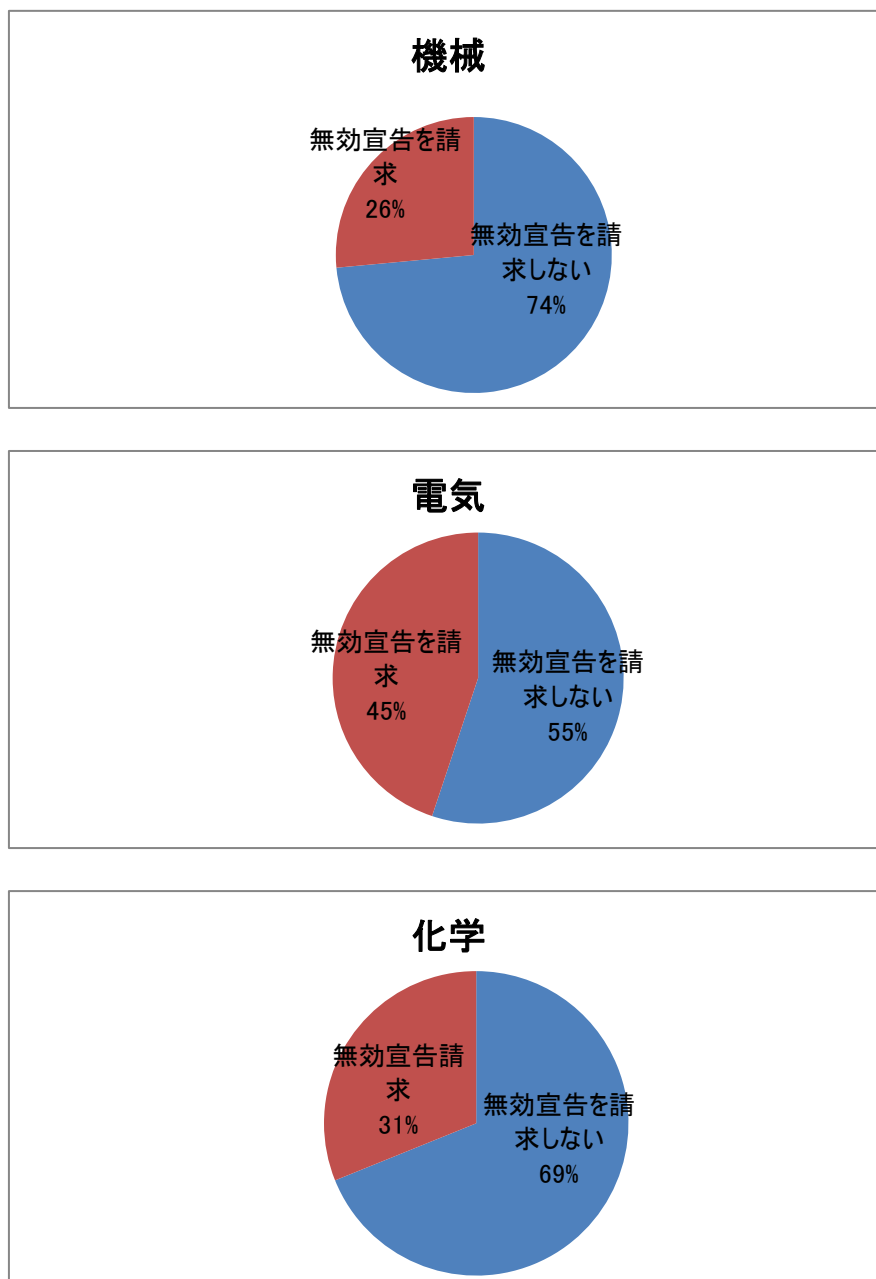


図 11 訴訟手続きにおいて、無効宣告を請求した状況

#### (八) 権利侵害訴訟手続きにおいて、無効宣告を請求した場合の成功率

図 12 に示されるように、権利侵害訴訟手続きにおいて、無効宣告を請求した場合の成功率は、化学分野が一番高く、次には、電気分野であり、機械分野が一番低い。従って、化学分野の事件の場合、無効宣告を請求することは、とても効果的であると言える。

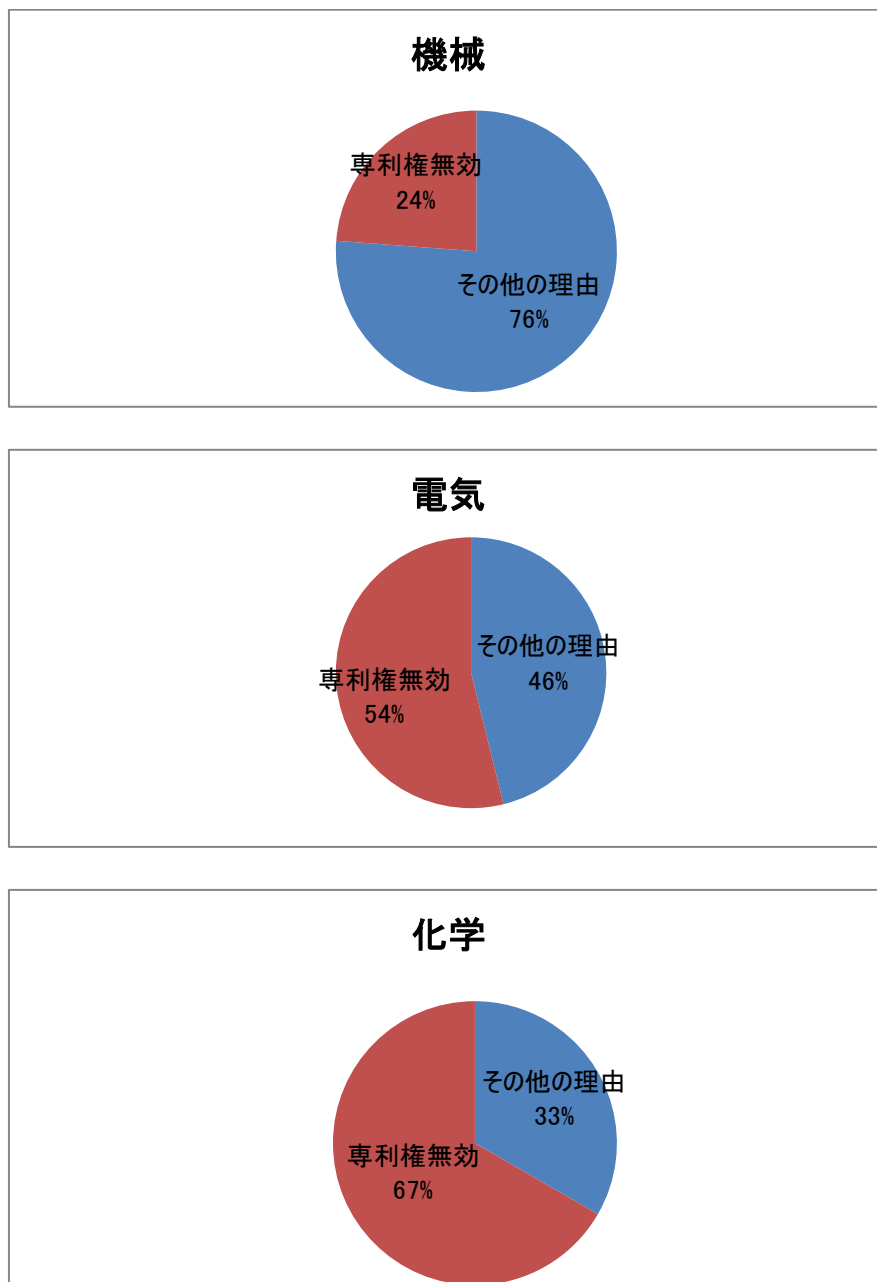


図 12 権利侵害訴訟手続きにおいて、無効宣告を請求した場合の成功率

## 五、異なる分野事件の二審判決分析

### (一) 一審判決維持・一審判決取り消し

図 13 に示されるように、電気分野と機械分野において、一審判決を維持する二審判決の比率は、90%程度であり、化学分野では、一審判決を取り消す二審判決の比率は、電気と機械分

野より高く、27%である。化学分野の権利侵害判定は、比較的難しいので、二審で一審の判決が覆される可能性は、比較的高い。

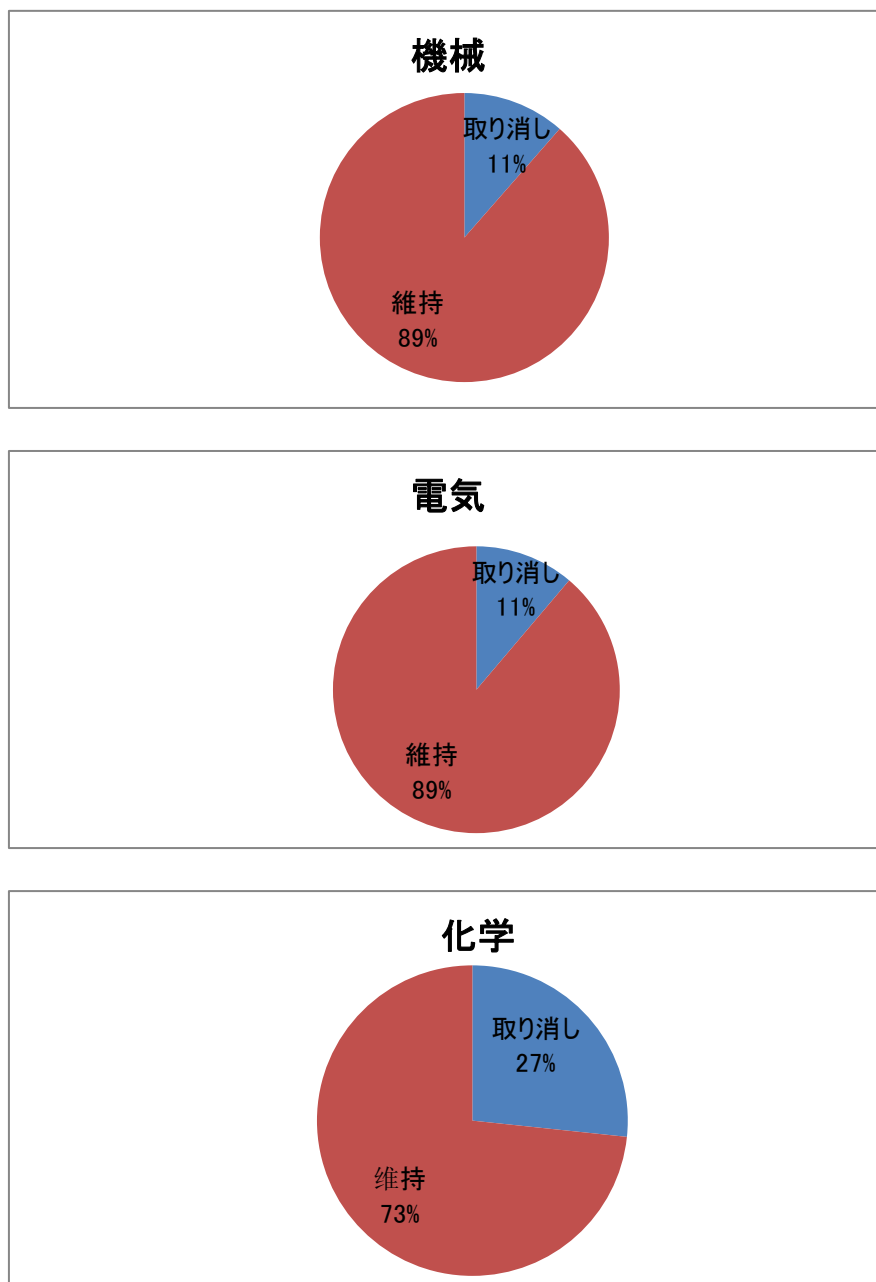


図 13 異なる分野の二審判決の結果

## (二) 二審判決結果の地域性特徴

訴訟事件が比較的多い地域を対象に、二審判決の結果を比較した。図 14 に示されるように、電気分野事件の場合、広東省と上海市では、一審判決を維持した二審判決の比率は高く、90%程度となった。機械分野事件の場合、広東省と上海市では、一審判決を維持した二審判決

の比率は高く、90%以上となった。化学分野事件の場合、地域的な差異が比較的大きいであり、上海市では、一審判決を維持した二審判決の比率は100%、広東省では、一審判決を維持した二審判決の比率は80%、浙江省と北京市では、一審判決を維持した二審判決の比率は40%程度である。

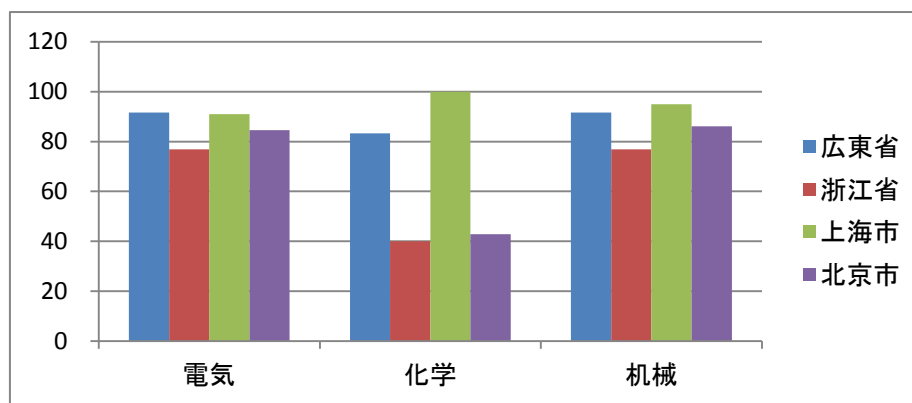


図 14 二審判決結果の対比図

## 六、まとめ

本文は、中国のこの5年間の発明専利権侵害事件の判決書のデータに基づき、機械、電気、化学分野の専利権侵害訴訟の特徴を分析した。総じていえば、以下のような特徴がある。

1) 技術分野ごとの事件の件数: 機械分野の事件数は一番多く、次には、電気分野であり、化学分野の事件数は一番少ない。

2) 事件数の年度変化: 全体的に、安定している(個別な年度を除く)。

3) 事件の地域分布: 広東省、浙江省、上海市、北京市は、事件数の多い地域であり、次には、江蘇省、山東省、河南省、湖南省、福建省である。異なる地域の事件の技術分野も異なっている。

4) 一審判決の結果: 電気と機械分野の判決結果は、権利侵害成立がメイン(特に、上記事件数の多い地域)であり、化学分野の判決結果は、権利侵害不成立がメイン(地域により判決結果の差異が大きい)である。

5) 一審判決に命じられた賠償額: 化学分野事件の平均賠償額は、電気分野と機械分野より高いが、変動の範囲は比較的大きい。電気分野と機械分野の平均賠償額は、比較的安定している。

6) 一審手続きにおいて、復審委員会に無効宣告を請求した比率: 機械、化学、電気の順に高くなる。無効宣告の結果の利用して訴訟手続きで権利不侵害となった比率は、機械、電気、化学の順に高くなる。

7) 二審判決の結果: 機械と電気分野事件の場合、一審判決を取り消す比率は、比較的低く、化学分野事件の場合、一審判決を取り消す比率は、比較的高い(特に、浙江省、北京市)。

本文は、この5年間の訴訟状況をまとめたが、将来の発展傾向を示しているものではない。データベースに収録したデータに限られたことなどにより、分析結果には、一定のばらつきが存在する可能性がある。また、本文における分析は、当事者と担当弁護士が異なる技術分野の権利侵害訴訟事件を処理する際に、ご参考になれば、とても幸いである。